

【新設】(建造された船舶の意義)

65 の 7(1) - 25 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号の上欄に規定する「平成 23 年 1 月 1 日以後に建造されたもの」とは、同日以後に竣工した船舶をいうのであるが、同日前に建造に着手したことを明らかにする書類の保存がある場合の当該船舶については、同日以後に建造された船舶に該当しないものとして取り扱う。

【解説】

- 1 本通達では、本制度の対象となる譲渡資産の範囲から除外される、建設業及びひき船業の用に供される船舶のうち、「平成 23 年 1 月 1 日以後に建造されたもの」の意義について明らかにしている。
- 2 令和 5 年度の税制改正において、本制度の対象となる船舶について、譲渡資産の範囲から、建設業及びひき船業の用に供される船舶のうち平成 23 年 1 月 1 日以後に建造されたものが除外された（措法 65 の 7 ①表四）。
- 3 この改正は、平成 22 年に行われた海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の改正により、その改正後に建造された船舶には海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 11 条の 7 に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準、いわゆる NO_x 基準を満たす原動機の設置が義務付けられていることを踏まえ、この NO_x 基準を満たさない原動機が設置された港湾作業船について引き続き本制度の対象とし、買換えを促すためのものである。この点、「平成 23 年 1 月 1 日」という基準は、NO_x 基準を満たすことが求められていない原動機が次のとおりとされていることによる（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 139 号）附則第 6 条）。
 - (1) 平成 22 年 7 月 1 日現在船舶に設置されている原動機
 - (2) 平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に船舶に設置される原動機
 - (3) 平成 22 年 12 月 31 日以前に建造に着手された船舶に平成 23 年 1 月 1 日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）
 - (4) 平成 23 年 1 月 1 日以後に(1)～(3)との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機すなわち、平成 23 年 1 月 1 日以後建造に着手された船舶に設置される原動機は、全てこの NO_x 基準を満たさなければならない。
- 4 一方で、措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号の上欄においては「平成 23 年 1 月 1 日以後に建造されたもの」を対象から除くこととされている。これは、船舶の竣工日であれば船主が引渡しを受けた際の書類等により比較的容易に日付が確認できるが、船舶の建造に着手した日については、その正確な日付が記載された書類を法人が作成又は保存していないことも想定されるため、竣工日で判断することとされたもの

である。

- 5 しかしながら、平成 23 年 1 月 1 日以後に建造された船舶であっても、上記 3 のとおり同日前に建造に着手された船舶であれば NO_x 基準を満たさない原動機を設置している可能性があり、そのような船舶を引き続き本制度の適用の対象とすることは制度の趣旨に反しないことから、本通達では、その建造に着手した日が平成 23 年 1 月 1 日前であることを明らかにする書類を法人が保存していれば、本制度の適用対象外となる同日以後に建造された船舶に該当しないこと、すなわち、本制度の適用対象となり得ることを明らかにしている。